

岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

区分	基準	料金	摘要
普通診断書	1通につき	2,000円	普通診断書
特別診断書	1通につき	2,000円	出生届書
	1通につき	3,000円	死亡診断書
特殊診断書	1通につき	4,000円	身体障害者診断書 障害年金受給用診断書 各種公的年金診断書
	1通につき	5,000円	生命保険明細書 生命保険診断書 自賠責明細書 自賠責診断書 死体検案書
その他	1通につき	2,000円	健康診断書その他上記以外の証明書
分娩介助料	1児につき	121,000円 (診療時間外の場合は、142,000円)	2児以上の場合は、左欄に掲げる額に、1児を増すごとに当該額に2分の1を乗じて

			得た額及び15,000円を加えた額とする。 左欄に掲げる額及び上記の規定により算出した額には、衛生材料費を含む。
新生児介護料	1日につき	6,000円	新生児衣料、寝具一式貸与及びミルク調乳給与
セカンドオピニオン外来相談料	1回につき	15,000円	1回当たりの相談時間は、1時間とする。 ただし、相談時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
初診時選定療養費	1回につき	1,000円	他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「同

号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項各号列記以外の部分中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。

第42条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項づつ繰り下げ、第3項の次に次の2項加える。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認められる者

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

（岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの

- 役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう
にするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保
育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者
(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。) であって、
第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力をを行うものをいう。
- 第6条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2
項を加える。
- 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確
保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のい
ずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすること
ができる。
- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合に
は、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
- ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割
の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにす
るための措置が講じられていること。
- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進
のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著
しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る
連携協力をを行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞ
れ当該各号に定めるものをいう。
- (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業を行う場所又は事業所(次号に
おいて「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保
育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を
勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認め

る者

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始前の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「保育士」を「保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」に改める。

第29条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第31条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

第44条第1項中「保育士」の次に「（認定地方公共団体の区域内にある保

育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第47条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第86号

岩見沢市犬の登録等手数料徴収条例の一部改正について

岩見沢市犬の登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市犬の登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例

岩見沢市犬の登録等手数料徴収条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「3,000円」を「3,600円」に、「550円」を「660円」に、「1,600円」を「1,920円」に、「340円」を「400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の岩見沢市犬の登録等手数料徴収条例の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 87 号

岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 8 日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 4 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「6, 000 円」を「8, 000 円」に、「3, 000 円」を「4, 000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

岩見沢市火葬場設置条例の一部改正について

岩見沢市火葬場設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市火葬場設置条例の一部を改正する条例

岩見沢市火葬場設置条例（昭和44年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

浄安殿

種別	岩見沢市民	その他
火葬炉	20,000円／回	53,000円／回
焼却炉	死産児	5,300円／回
	肢体	5,300円／回
	胞衣又は産わい物	2,600円／件
動物炉	小動物（ペット）	13,000円／回

備考 胞衣又は産わい物に適用される岩見沢市民とは、市内に所在する事業所とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市火葬場設置条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

岩見沢市緑が丘霊園条例及び岩見沢市緑が丘霊園条例の
一部を改正する条例の一部改正について

岩見沢市緑が丘霊園条例及び岩見沢市緑が丘霊園条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市緑が丘霊園条例及び岩見沢市緑が丘霊園条例の
一部を改正する条例の一部を改正する条例

(岩見沢市緑が丘霊園条例の一部改正)

第1条 岩見沢市緑が丘霊園条例（昭和38年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「及び埋葬場所」及び「及び死体」を削る。

第7条中「、埋葬場所、納骨塚及び納骨堂」を「及び納骨塚」に改め、「及び収蔵」を削る。

第13条第1項中「及び埋葬場所」を削り、同条第3項を削る。

第14条第1項第1号中「及び埋葬場所」を削る。

第16条第1項中「及び埋葬場所」を削る。

第17条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める割合の使用料を還付することができる。

第17条に次の各号を加える。

(1) 使用権者の責めに帰することができない理由により使用不能となつたとき 10割

(2) 靈葬場所の使用権者が許可を受けた後2年以内にその場所の全部を返還したとき 5割

第18条第1項中「、埋葬場所、納骨塚及び納骨堂」を「及び納骨塚」に改め、同条第2項中「及び埋葬場所の」を「の使用権者及び」に改め、「承継使用者は」の次に「、使用許可証の記載事項に変更があった場合は」を加え、同条第3項中「100円」を「150円」に改める。

別表第2中「46,200円」を「55,400円」に、「69,300円」を「83,100円」に、「58,600円」を「70,300円」に、「87,900円」を「105,400円」に改める。

(岩見沢市緑が丘霊園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岩見沢市緑が丘霊園条例の一部を改正する条例(平成7年条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「231円」を「277円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第1条中岩見沢市緑が丘霊園条例第3条第2号の改正規定、第7条の改正規定、第13条第1項の改正規定、同条第3項を削る改正規定、第14条第1項第1号の改正規定、第16条第1項の改正規定、第17条の改正規定、同条に2号を加える改正規定並びに第18条第1項及び第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(管理料の改定に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の岩見沢市緑が丘霊園条例別表第2の規定は、施行日以後の使用許可に係る管理料について適用し、施行日前の使用許可に係る管理料については、なお従前の例による。

議案第90号

岩見沢市墓地使用条例の一部改正について

岩見沢市墓地使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市墓地使用条例の一部を改正する条例

岩見沢市墓地使用条例（昭和29年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（許可証の交付及び再交付手数料）

第5条の2 墓地の使用者には使用許可証を交付する。

2 使用者及び承継使用者は、使用許可証の記載事項に変更があった場合は、使用許可証の書替えを受けなければならない。

3 使用許可証を書き替えるときは、1件につき150円の手数料を徴収する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の岩見沢市墓地使用条例の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

岩見沢市コミュニティセンター条例の一部改正について

岩見沢市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 8 日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

第 1 条 岩見沢市コミュニティセンター条例（昭和 54 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

上幌向地区多目的研修会館	岩見沢市上幌向北 1 条 4 丁目 754 番 地 3
--------------	--------------------------------

第 3 条を次のように改める。

（開館時間等）

第 3 条 センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、第 14 条第 1 項の規定により市の指定を受けた団体（以下「指定管理者」という。）が必要と認めるときは、開館時間の延長若しくは短縮又は休館日以外の休館若しくは休館日における開館をすることができる。

- (1) 開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで
- (2) 休館日 1 月 2 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日

第 14 条第 1 項中「（以下「指定管理者」という。）」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条、第 16 条関係）

種別	単位	使用料
研修室	1 時間	5 0 0 円
集会室	1 時間	1, 5 0 0 円
交流室	1 時間	5 0 0 円
調理実習室 (ちゅう房)	1 時間	8 0 0 円
多目的ホール	1 時間	1, 5 0 0 円
アリーナ (全面)	1 時間	1, 6 0 0 円
アリーナ (片面)	1 時間	1, 0 0 0 円
格技室	1 時間	1, 0 0 0 円
小会議室	1 時間	4 0 0 円
ミーティングルーム	1 時間	5 0 0 円
ロビーホール	1 時間	5 0 0 円
全館等	2 日	8 0, 0 0 0 円

備考

- 各室を営利又は営業の目的で使用する場合の使用料は、上記金額の5倍とする。
- 10月1日から翌年4月30日までの間は、当該使用料に冬期加算料(当該基本料金の8割に相当する額)を加えた額を使用料とする。
- 調理実習室 (ちゅう房) のガス使用料については、実費を徴収することができる。

第2条 岩見沢市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

別表アリーナ (全面) の項、アリーナ (片面) の項及び格技室の項を次のように改める。

アリーナ (全面)	1 時間	2, 4 0 0 円
アリーナ (片面)	1 時間	1, 2 0 0 円
格技室	1 時間	1, 2 0 0 円

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は令和8年10月1日から、第2条及び附則第3項の規定は令和9年10月1日から施行する。ただし、第1条中岩見沢市コミュニティセンター条例第2条の改正規定、第3条の改正規定及び第14条第1項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、同条の規定による改正後の岩見沢市コミュニティセンター条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、同条の規定による改正後の岩見沢市コミュニティセンター条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

岩見沢市栗沢市民センター条例の一部改正について

岩見沢市栗沢市民センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市栗沢市民センター条例の一部を改正する条例

岩見沢市栗沢市民センター条例（令和2年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第5条、第7条、第19条関係）

室区分	使用料及び時間区分		
	午前	午後	夜間
	午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時
会議室1	1,980円	1,980円	1,980円
会議室2	3,000円	3,000円	3,000円
市民活動室1	1,500円	1,500円	1,500円
市民活動室2	1,500円	1,500円	1,500円
市民活動室3	1,680円	1,680円	1,680円
和室1	1,200円	1,200円	1,200円
和室2	1,140円	1,140円	1,140円
調理室	1,980円	1,980円	1,980円

大ホール	6, 600円	6, 600円	6, 600円
全室	20, 580円	20, 580円	20, 580円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市栗沢市民センター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第93号

岩見沢市美流渡コミュニティセンター条例の一部改正について

岩見沢市美流渡コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市美流渡コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

岩見沢市美流渡コミュニティセンター条例（平成17年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第16条関係）

室区分	使用料（1回につき）				暖房料	備考
	午前	午後	夜間	深夜		
老人・婦人室1	300円	300円	450円	760円	使用料の3割	
老人・婦人室2	300円	300円	450円	760円	〃	
老人・婦人室3	300円	300円	450円	760円	〃	
会議室1	300円	300円	450円	760円	〃	
会議室2	610円	610円	930円	1,720円	〃	
会議室3	300円	300円	450円	760円	〃	
調理室	300円	300円	450円	760円	〃	
大広間	1,870円	1,870円	2,190円	4,390円	〃	ステージ

						を含む。
集会室	760円	760円	1, 240円	2, 340円	〃	
和室 1 号	300円	300円	450円	760円	〃	
和室 2 号	300円	300円	450円	760円	〃	
全室	5, 640円	5, 640円	7, 960円	14, 530円	〃	

備考

1 時間区分

ア 午前は、午前 8 時 30 分から午後 0 時 30 分まで、午後は、午後 1 時から午後 5 時までとする。

イ 夜間は、午後 5 時から午後 10 時までとする。

ウ 1 日は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。

エ 深夜は、午後 10 時から翌日の午前 8 時 30 分までとする。

2 暖房料は、11月1日から翌年4月末日までの期間にセンターを使用した場合に徴収することができる。

3 別表及び前項の規定により算出して得た額に 10 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

4 臨時電灯又は電力の使用料金等、通常の使用以外に特に要した費用は、実費を徴収する。

5 入場料を徴収する場合及び営利を目的とする催物又はこれに類するもの並びに冠婚葬祭の使用については、上記金額の 10 割の額を加算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市美流渡コミュニティセンター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

岩見沢市地区集会所条例の一部改正について

岩見沢市地区集会所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市地区集会所条例の一部を改正する条例

岩見沢市地区集会所条例（平成17年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1宮村地区集会所の項及び弥生ヶ丘地区集会所の項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条、第16条関係）

室別	単位	使用料
和室	1時間	500円
洋室	1時間	600円
講堂等	1時間	1,100円
調理室、台所及び生活実習室	1時間	300円
体育館（全面）	1時間	1,200円
体育館（片面）	1時間	900円
全館等	1日	39,200円

備考

- 各室を営利又は営業の目的で使用する場合の使用料は、上記金額の5倍とする。
- 暖房料は、11月1日から翌年4月末日までの期間に集会所を使用し

た場合に徴収し、各室の使用料の 5 割とする。

3 別表第 2 及び前 2 項の規定により算出して得た額に 10 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額を使用料とする。

4 調理室、台所及び生活実習室のガス使用料については、実費を徴収することができる。

5 講堂等は、上幌地区集会所及び茂世丑地区集会所の講堂、万字地区集会所の大広間、由良地区集会所の大ホール、必成地区集会所の大会議室、豊正地区自治会館のホール、豊里地区自治会館の会議室 1 、中央地区自治会館の会議室 1 及び会議室 2 を併せて使用する場合、美唄達布地区自治会館の会議室 1 及び会議室 2 を併せて使用する場合、幌達布地区自治会館の大会議室、砂浜地区自治会館の集会場、又は東地区自治会館の大会議室及び小会議室を併せて使用する場合をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市地区集会所条例別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

岩見沢市コミュニティプラザ条例の一部改正について

岩見沢市コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例

岩見沢市コミュニティプラザ条例（平成6年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第19条関係）

使用料

種別	区分	一般使用		営利又は営業目的の使用
		1時間につき		1時間につき
		市民	市民以外	
多目的ホールA		2,550円	3,200円	一般使用（市民以外）の 金額の10割増しとする。
多目的ホールB		1,150円	1,450円	
多目的ホールC		1,100円	1,400円	
会議室A		750円	950円	
会議室B		1,150円	1,450円	

備考

1 1時間未満は、1時間として計算する。なお、準備時間及び整理時間は、使用時間に含める。

- 2 許可された使用時間を超えて引き続き使用する場合は、運営に支障がないと認める場合に限り、閉館時間を超えない範囲で使用時間の延長を許可することができる。この場合の使用料は、各区分の使用料とする。
- 3 冬期加算料は、11月1日から翌年4月30日までとし、この場合の加算料は一般使用料の8割とする。ただし、期間外においても暖房を使用する場合は、加算料を徴収する。
- 4 その他の施設の使用料は、岩見沢市公有財産規則（昭和44年規則第10号）の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市コミュニティプラザ条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第96号

岩見沢市有明交流プラザ条例の一部改正について

岩見沢市有明交流プラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市有明交流プラザ条例の一部を改正する条例

岩見沢市有明交流プラザ条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第5条、第7条、第19条関係）

使用料

区分	1日につき	半日につき
センターホール	5,600円	2,800円
市民ギャラリーA	4,600円	2,300円
市民ギャラリーB	2,920円	1,460円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市有明交流プラザ条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第97号

岩見沢市あそびの広場条例の一部改正について

岩見沢市あそびの広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市あそびの広場条例の一部を改正する条例

岩見沢市あそびの広場条例（平成27年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第8条、第20条関係）

区分	使用料	
	市民	市民以外
個人使用の場合	100円	300円
団体使用の場合 (1人当たり)	90円	270円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市あそびの広場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

岩見沢市手数料条例の一部改正について

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市手数料条例の一部を改正する条例

岩見沢市手数料条例(平成12年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して本市の電子計算機と電気通信回路で接続された通信端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより交付する機能を有するもの（以下「多機能端末機」という。）による申請には、適用しない。

別表戸籍、住民基本台帳関係等手数料の部第2項及び第3項を次のように改める。

2	住民基本台帳関係手数料	
	(1) 住民票（広域交付の場合を含む。）及び除票の写しの交付	1件につき 400円（多機能端末機による交付の場合にあっては、300円）
	(2) 戸籍の附票及び除籍の附票の写しの交付	1件につき 400円
	(3) 住民基本台帳記載事項証明書の交付	1件につき 400円

	(4) 住民基本台帳の閲覧	1 件につき 400 円
3	印鑑登録関係手数料	
	(1) 印鑑登録証明書の交付	1 件につき 500 円 (多機能端末機による交付の場合にあっては、400 円)
	(2) 印鑑登録証の再交付	1 件につき 400 円

別表証明手数料の部第 1 項、第 4 項、第 5 項及び第 7 項中「300 円」を「400 円」に改める。

別表農業委員会所掌事務についての手数料の部第 1 項から第 3 項までを次のように改める。

1	証明書交付手数料	1 証明につき 400 円
2	現地目証明手数料	
	(1) 現地調査を要するもの	1 件につき 3,000 円
	(2) 現地調査を要しないもの	1 件につき 1,200 円
3	嘱託登記手数料	
	(1) 保存・移転登記手数料	1 件につき 4,000 円 1 筆増すごとに 400 円加算
	(2) 表示・地目変更登記手数料 (相続・分割・合筆等を除く。)	1 件につき 2,000 円 1 筆増すごとに 400 円加算

別表閲覧手数料の部第 2 項中「300 円」を「400 円」に改める。

別表一類感染症等患家消毒の手数料の部を削る。

別表鳥獣飼養登録関係手数料の部第 1 項中「3,400 円」を「4,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の岩見沢市手数料条例の規定は、施行日以後の申請

に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第99号

岩見沢市多目的研修集会施設等条例の一部改正について

岩見沢市多目的研修集会施設等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市多目的研修集会施設等条例の一部を改正する条例

岩見沢市多目的研修集会施設等条例（昭和57年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表上幌向地区多目的研修会館の項及び大願地区多目的研修会館の項を削る。

別表第1中

「

上幌向地区多目的研修会館
幌向川右岸地区多目的研修会館
大願地区多目的研修会館

」

を

「

幌向川右岸地区多目的研修会館

」

に改める。

別表第2上幌向地区多目的研修会館の項及び大願地区多目的研修会館の項を削る。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条、第18条関係）

鉄北地区多目的研修会館

区分	単位	使用料	
		通常	冬期
研修室	4時間以内	3, 120円	3, 750円
	超過料金（1時間）	760円	930円
和室	4時間以内	1, 540円	1, 870円
	超過料金（1時間）	370円	450円
洋室	4時間以内	1, 540円	1, 870円
	超過料金（1時間）	370円	450円
多目的ホール	4時間以内	4, 690円	5, 640円
	超過料金（1時間）	1, 170円	1, 390円
農産物加工実習室	4時間以内	3, 120円	3, 750円
	超過料金（1時間）	760円	930円

備考 冬期料金は、11月1日から翌年4月末日までとする。

岩峰地区農地流動化センター

区分	単位	使用料	
		通常	冬期
会議室	4時間以内	1, 540円	1, 870円
	超過料金（1時間）	370円	450円
研修室	4時間以内	1, 540円	1, 870円
	超過料金（1時間）	370円	450円
多目的ホール	4時間以内	4, 690円	5, 640円
	超過料金（1時間）	1, 170円	1, 390円
ちゅう房	4時間以内	930円	1, 240円
	超過料金（1時間）	220円	300円

備考 冬期料金は、11月1日から翌年4月末日までとする。

幌向川右岸地区多目的研修会館

区分	単位	使用料	
		通常	冬期
研修室1	4時間以内	1, 540円	1, 870円
	超過料金（1時間）	370円	450円
研修室2	4時間以内	1, 540円	1, 870円
	超過料金（1時間）	370円	450円
多目的ホール	4時間以内	4, 690円	5, 640円
	超過料金（1時間）	1, 170円	1, 390円
ちゅう房	4時間以内	930円	1, 240円
	超過料金（1時間）	220円	300円

備考 冬期料金は、11月1日から翌年4月末日までとする。

毛陽交流センター

区分	単位	使用料	
		通常	冬期
研修室	4時間以内	1, 540円	1, 870円
	超過料金（1時間）	370円	450円
実習室	4時間以内	1, 540円	1, 870円
	超過料金（1時間）	370円	450円
加工体験室	4時間以内	3, 120円	3, 750円
	超過料金（1時間）	760円	930円
直壳所	1月当たり	56, 550円	

備考 冬期料金は、11月1日から翌年4月末日までとする。

朝日コミュニティ交流センター

区分	単位	使用料	
		通常	冬期
多目的ホール	4時間以内	4, 690円	5, 640円
	超過料金（1時間）	1, 170円	1, 390円
研修室	4時間以内	1, 540円	1, 870円
	超過料金（1時間）	370円	450円
ちゅう房	4時間以内	930円	1, 240円
	超過料金（1時間）	220円	300円
体験工房	4時間以内	2, 500円	3, 120円
	超過料金（1時間）	610円	760円

備考 冬期料金は、11月1日から翌年4月末日までとする。

御茶の水交流センター

区分	単位	使用料	
		通常	冬期
会議室	4時間以内	3, 120円	4, 390円
	超過料金（1時間）	760円	1, 090円
休憩室	4時間以内	1, 540円	1, 870円
	超過料金（1時間）	370円	450円
開発研究室	4時間以内	3, 120円	3, 750円
	超過料金（1時間）	760円	930円
直壳所	1月当たり	56, 550円	
加工所1	4時間以内	3, 120円	3, 750円
	超過料金（1時間）	760円	930円
加工所2	4時間以内	3, 120円	3, 750円
	超過料金（1時間）	760円	930円

備考　冬期料金は、11月1日から翌年4月末日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定、別表第1の改正規定及び別表第2の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市多目的研修集会施設等条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

いわみざわ北村温泉施設条例の一部改正について

いわみざわ北村温泉施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

いわみざわ北村温泉施設条例の一部を改正する条例

いわみざわ北村温泉施設条例（平成17年条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

宿泊		1人当たり 5,500円
入館	入浴を伴うものに限る。	1人当たり 650円
	岩盤浴を伴うものに限る。	1人当たり 1,030円
和室（1室当たり）		3時間4人までにつき 3,130円 (1時間増すごとに 1,030円、 1人増すごとに 510円)
しらかば・かえで・からまつ・こぶし		3時間6人までにつき 2,080円 (1時間増すごとに 300円、 1人 増すごとに 100円)
やすらぎ（大人のみ、1人当たり）		3時間につき 510円

	(1時間増すごとに150円)
--	----------------

」

を

「

宿泊		1人当たり 6,820円
入館	入浴を伴うものに限る。	1人当たり 800円
	岩盤浴を伴うものに限 る。	1人当たり 1,260円
	和室 (1室当たり)	3時間4人までにつき 3,840円 (1時間増すごとに1,260円、1 人増すごとに620円)
	しらかば・かえで・からまつ・ こぶし	3時間6人までにつき 2,550円 (1時間増すごとに360円、1人増 すごとに120円)
	やすらぎ (大人のみ、1人当た り)	3時間につき 620円 (1時間増すごとに180円)

」

に改め、同表備考第6項中「1,100円」を「1,430円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後のいわみざわ北村温泉施設条例別表の規定は、施行日以後の使用について適用する。
- 前項の規定にかかわらず、令和7年12月31日までの間に予約が行われた宿泊分については、この条例による改正前のいわみざわ北村温泉施設条例別表の規定を適用する。

岩見沢市イベントホール条例の一部改正について

岩見沢市イベントホール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市イベントホール条例の一部を改正する条例

岩見沢市イベントホール条例（平成14年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第15条関係）

室名	単位	使用料		冬期加算料
		市民	市民以外	
イベントホール	1時間	15,100円	18,900円	6,800円
体育室	1時間	820円	1,030円	250円
会議室第1	1時間		360円	80円
会議室第2	1時間		700円	150円
会議室第3	1時間		740円	150円
和室第1	1時間		390円	80円
和室第2	1時間		390円	80円
講習室	1時間		870円	180円
多目的室	1時間		1,600円	330円

備考

1 11月1日から翌年4月末日までの期間の使用料は、室の使用料に冬

期加算料の欄の金額を加算した額とする。

- 2 営利又は営業目的使用の場合は、使用料（イベントホール及び体育室は、市民以外の使用料）の金額の10割増しとする。
- 3 使用者が、許可された使用時間を超えて引き続き使用する場合は、運営に支障がないと認める場合に限り、使用時間の延長をすることができる。この場合の使用料は、延長時間の1時間当たり（1時間未満は、1時間とする。）の使用料を加算する。
- 4 使用時間には、練習、準備、整理等に要する時間を含める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市イベントホール条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

岩見沢市公設卸売市場条例の一部改正について

岩見沢市公設卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市公設卸売市場条例の一部を改正する条例

岩見沢市公設卸売市場条例（昭和47年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、市場において取扱予定がないものを除く。

第47条に次の1項を加える。

4 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 第6条第2項に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- (2) 食品等持続的供給法第36条各号に規定する措置の内容

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

岩見沢市ワークプラザ条例の一部改正について

岩見沢市ワークプラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市ワークプラザ条例の一部を改正する条例

岩見沢市ワークプラザ条例（平成19年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

講習室	250円
作業室1	250円
作業室2	140円
研修室1	840円
研修室2	390円

」

を

「

講習室	500円
作業室1	500円
作業室2	280円
研修室1	1,680円

研修室 2	7 8 0 円
-------	---------

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市ワークプラザ条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第104号

岩見沢市農業委員会委員の定数に関する条例の一部改正について

岩見沢市農業委員会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市農業委員会委員の定数に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市農業委員会委員の定数に関する条例（平成19年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「36人」を「33人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の岩見沢市農業委員会委員の定数に関する条例の規定は、施行日以後の委員の募集について適用し、施行日において現に在任する委員会の委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。

議案第105号

岩見沢市農産加工施設条例の一部改正について

岩見沢市農産加工施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市農産加工施設条例の一部を改正する条例

岩見沢市農産加工施設条例（平成6年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「250円」を「370円」に、「200円」を「300円」に、「300円」を「450円」に、「2,080円」を「3,120円」に、「1,030円」を「1,540円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市農産加工施設条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第106号

岩見沢市農業技術情報施設条例の一部改正について

岩見沢市農業技術情報施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 8 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市農業技術情報施設条例の一部を改正する条例

岩見沢市農業技術情報施設条例（平成17年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「5時」を「3時」に改める。

別表第2中「210円」を「260円」に、「660円」を「790円」に、「830円」を「1,060円」に、「2,670円」を「3,200円」に、「3,000円」を「3,600円」に、「9,000円」を「10,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、施行日以後に依頼を受けた土壤分析について適用し、同日前に依頼を受けた土壤分析については、なお従前の例による。

岩見沢市農村体験公園条例の一部改正について

岩見沢市農村体験公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市農村体験公園条例の一部を改正する条例

岩見沢市農村体験公園条例（平成18年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表（注を除く。）を次のように改める。

別表（第6条関係）

1 市民農園使用料

施設区分	使用基準	使用料 (年間)	使用期間	備考
滞在型市民農園	1区画	ラウベ 農園	300,000円	毎年4月1日から 翌年の3月31日 まで
				毎年4月1日から 11月30日まで
日帰り型市民農園	1区画	1平方メートル 当たり 300円	毎年4月1日から 11月30日まで	

2 施設使用料

施設区分	使用基準	使用料
体験農園	1区画	2,340円

施設区分	使用基準	使用料	備考
農村公園	パークゴルフ場	プレー代	1人 50円 1日当たり
		一般	1人 150円
		用具代	クラブ 1本 150円 1日当たり
		ボール	1個 50円

施設区分		使用料等の種別	午前 9:00~1 2:30	午後 13:00~ 17:00	夜間 17:30~ 22:00	1日 9:00~ 22:00	備考
土里夢館	農産加工室	使用料	760円	760円	1,090円	2,340円	使用料、暖房料とともに1室当たり
		暖房料	220円	220円	300円	760円	
	調理実習室	使用料	150円	150円	150円	300円	使用料は1人当たり、暖房料は1室当たり
		暖房料	150円	150円	220円	540円	
	工芸加工室	使用料	150円	150円	150円	300円	使用料は1人当たり、暖房料は1室当たり
		暖房料	150円	150円	220円	540円	
会議室	使用料	1,540円	1,540円	2,340円	4,690円	使用料、暖房料とともに1室当たり	
	暖房料	450円	450円	610円	1,540円		
シャワー室	1回	300円					1回の使用時間は15分以内

3 設備使用料

施設区分		設備	使用料			備考
			午前 9:00~ 12:30	午後 13:00~ 17:00	夜間 17:30~ 22:00	
土里夢館	農産加工室	ジュース等	3,750円	3,750円	5,640円	販売用
		製造実習設備	1,540円	1,540円	2,340円	自家用
土里夢館	調理実習室	味噌製造実習設備（麹から製造する場合）	1回 2,500円			加工量 15キログラムまで
			1回 3,450円			加工量 30キログラムまで
		味噌製造実習設備（麹持込みの場合）	1回 1,240円			加工量 15キログラムまで
			1回 2,190円			加工量 30キログラムまで
		麹製造実習設備	1回 1,240円			加工量 15キログラムまで
			1回 2,190円			加工量 30キログラムまで
	豆腐、漬物等製造実習設備		300円	300円	450円	
工芸加工室	ドライフラワー加工設備	1回	150円			乾燥機 1台当たり

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市農村体験公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第108号

岩見沢市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正について

岩見沢市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市自転車等の放置の防止に関する条例（平成20年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「1,010円」を「1,210円」に改め、同項第2号中「2,030円」を「2,430円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第109号

岩見沢市自転車等駐車場条例の一部改正について

岩見沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

岩見沢市自転車等駐車場条例（平成20年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第2（備考を除く。）を次のように改める。

別表第2（第6条、第17条関係）

区分	単位	一般	学生
シーズン	1台につき	8,620円	5,170円
冬期保管	1台につき		2,750円
冬期保管（区分のシーズンと同時に申請した場合）	1台につき		1,360円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の別表第2に規定する使用料の納付その他のこの条例の施行日以後の使用に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
(経過措置)

3 改正後の別表第2の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

1 契約の目的 令和7年度6条中央団地2号棟改築工事

2 契約の方法 制限付一般競争入札

3 契約の金額 455,950,000円

4 契約の相手方 松浦・柏崎・岡山特定建設工事共同企業体

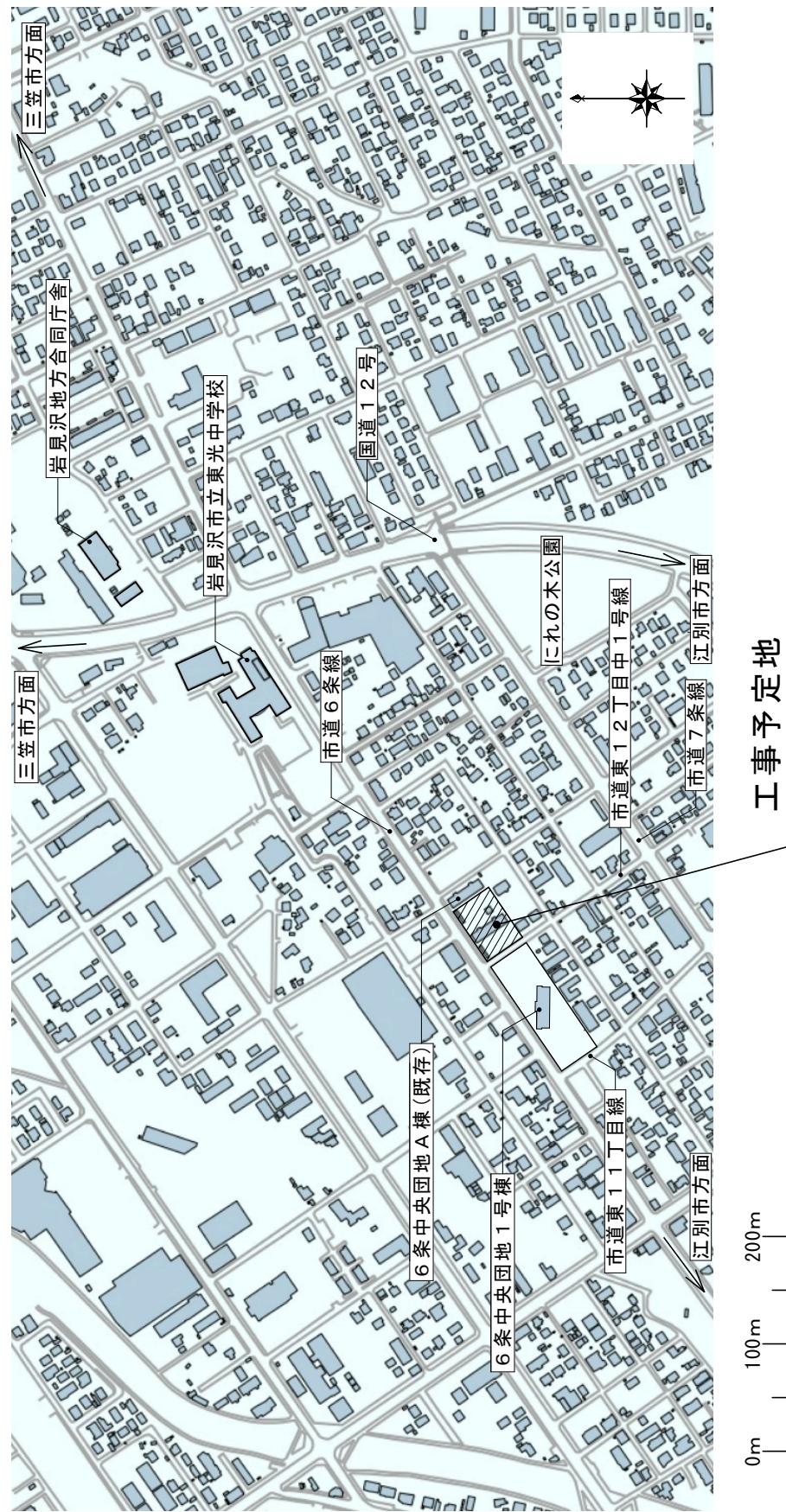
代表者 岩見沢市大和1条4丁目25番地1

松浦建設株式会社

代表取締役 松浦 淳一

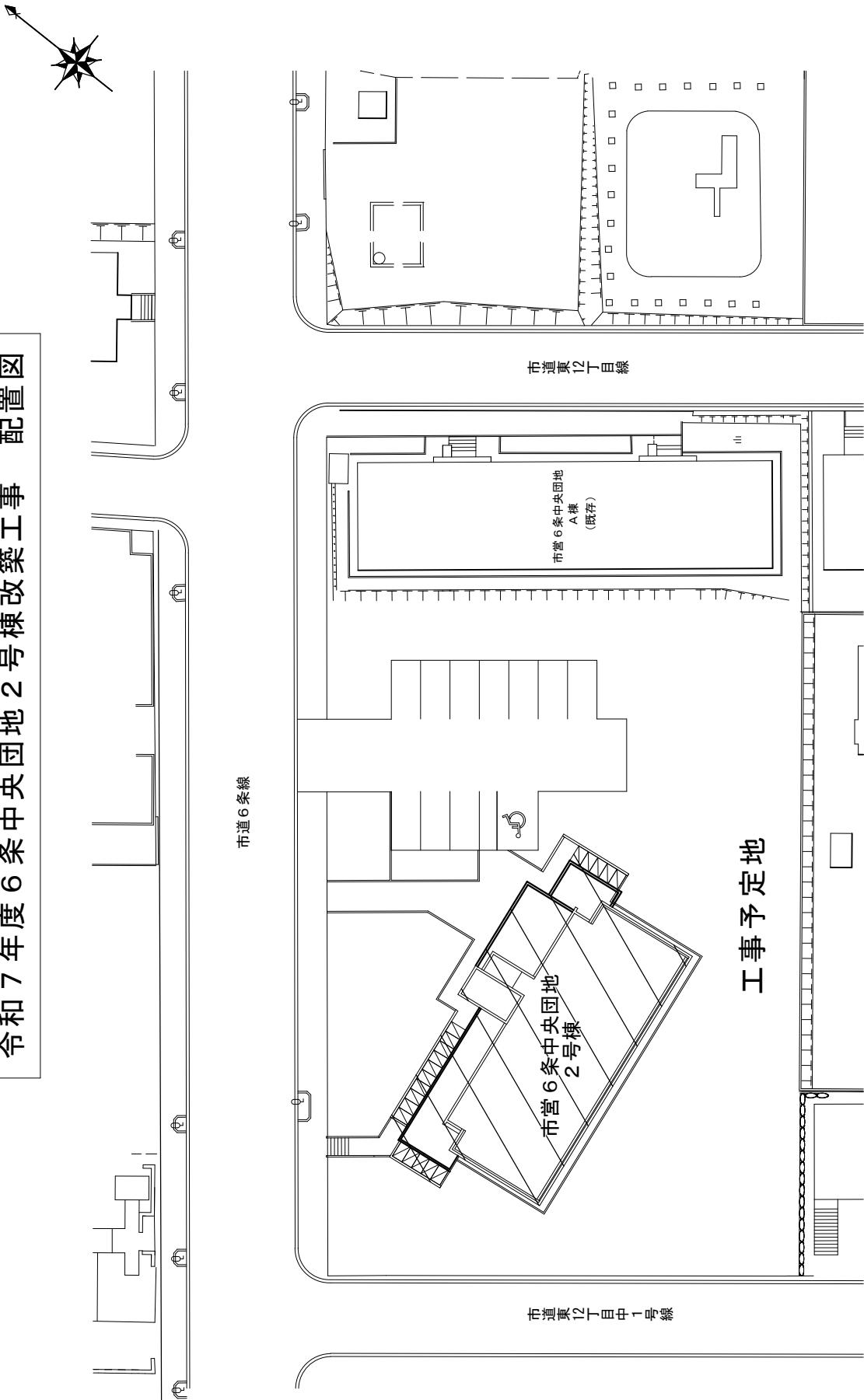
議案第110号 参考資料1

令和7年度6条中央団地2号棟改築工事 位置図



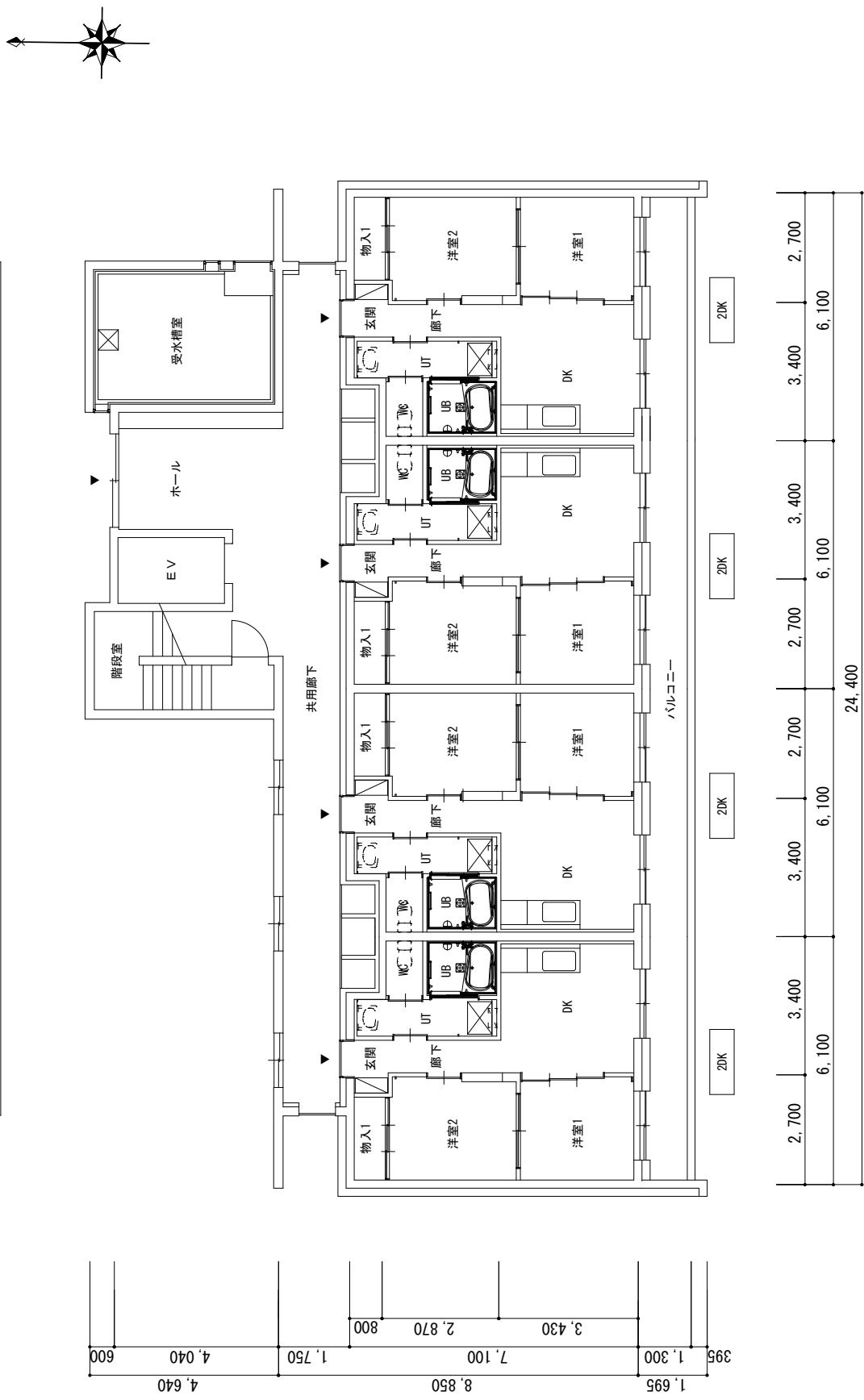
議案第110号 参考資料2

令和7年度6条中央団地2号棟改築工事 配置図

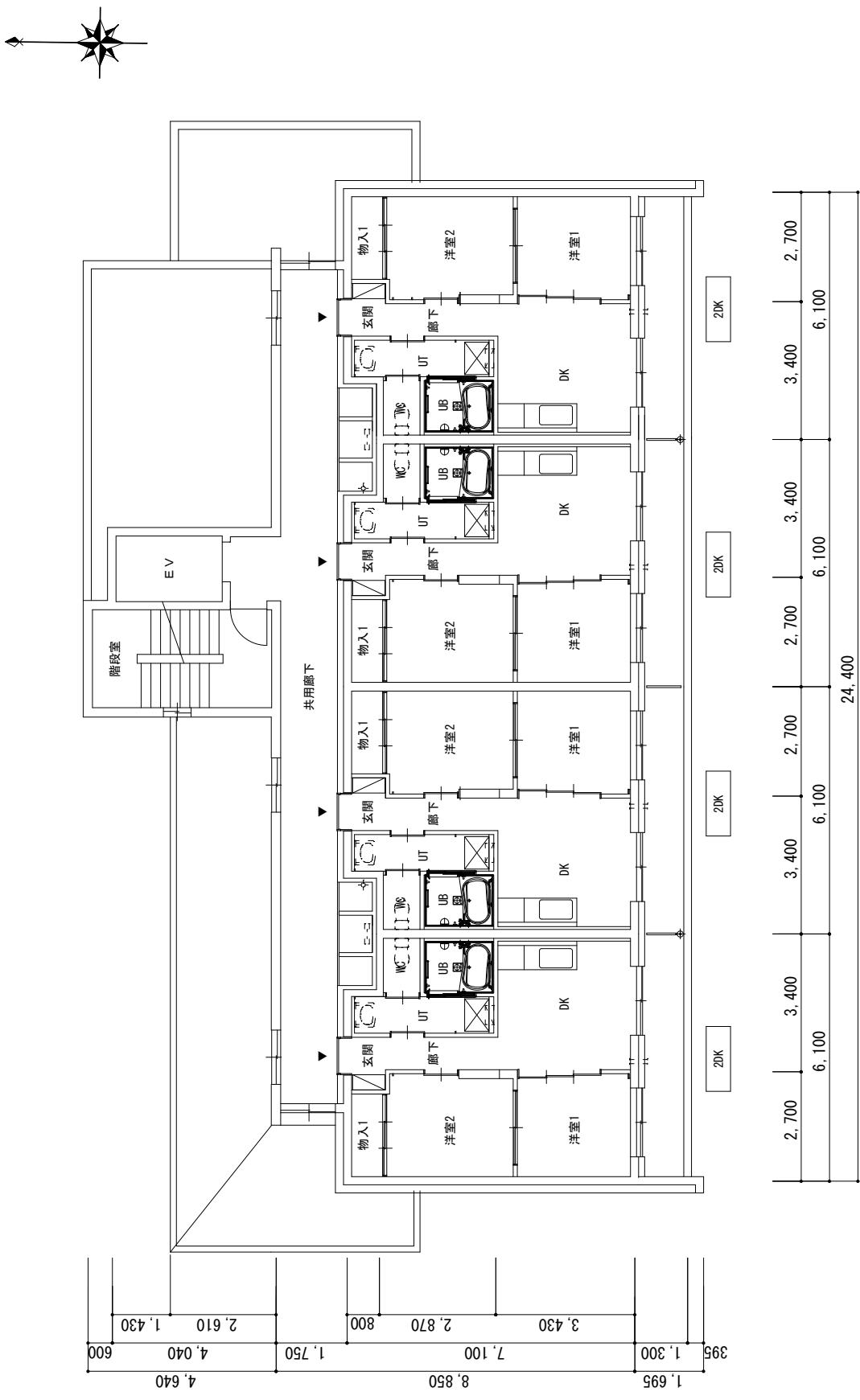


議案第110号 参考資料3

令和7年度6条中央団地2号棟改築工事 1階平面図

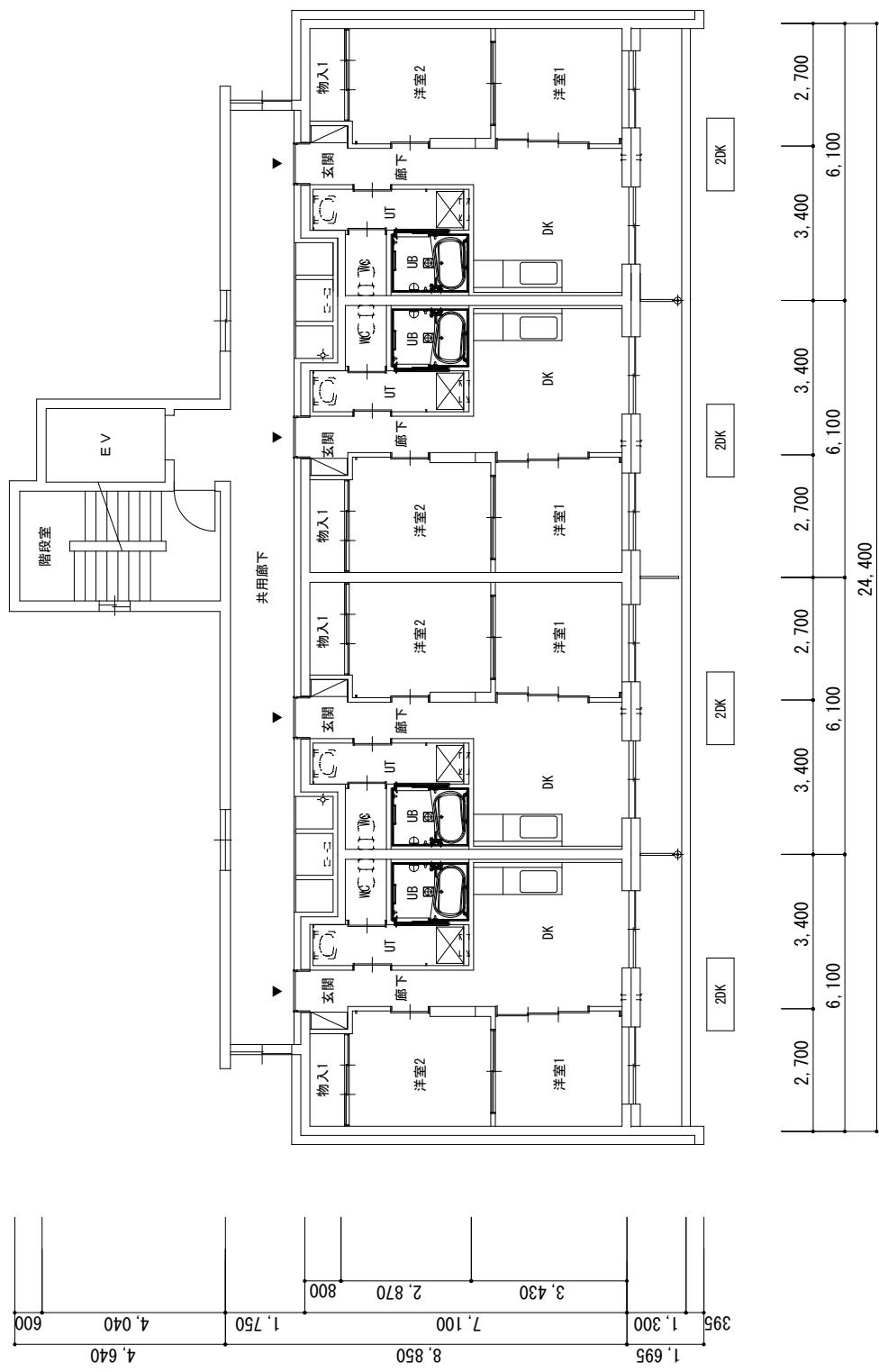


令和7年度6条中央団地2号棟改築工事 2階平面図



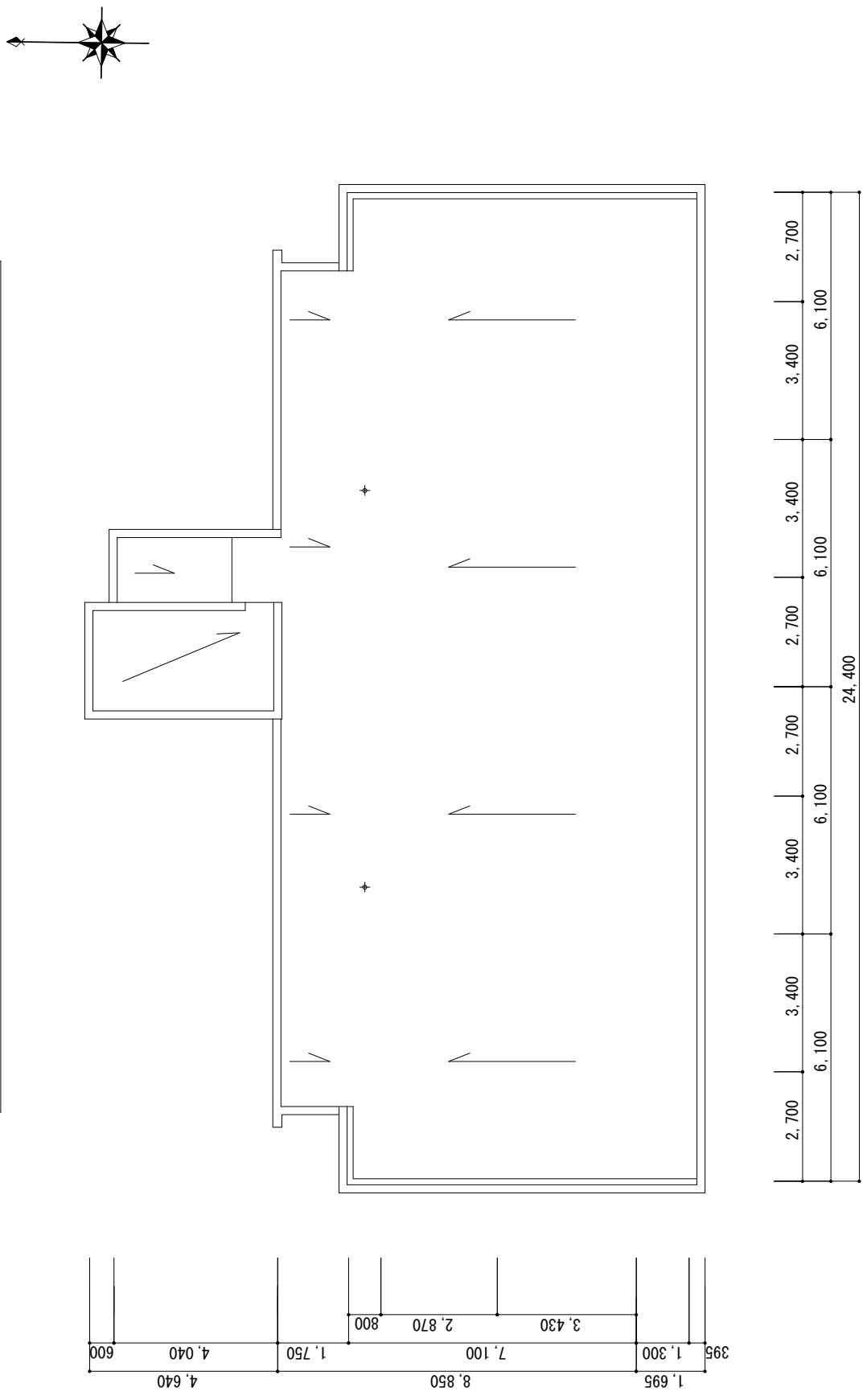
議案第110号 参考資料5

令和7年度6条中央団地2号棟改築工事 3階～5階平面図

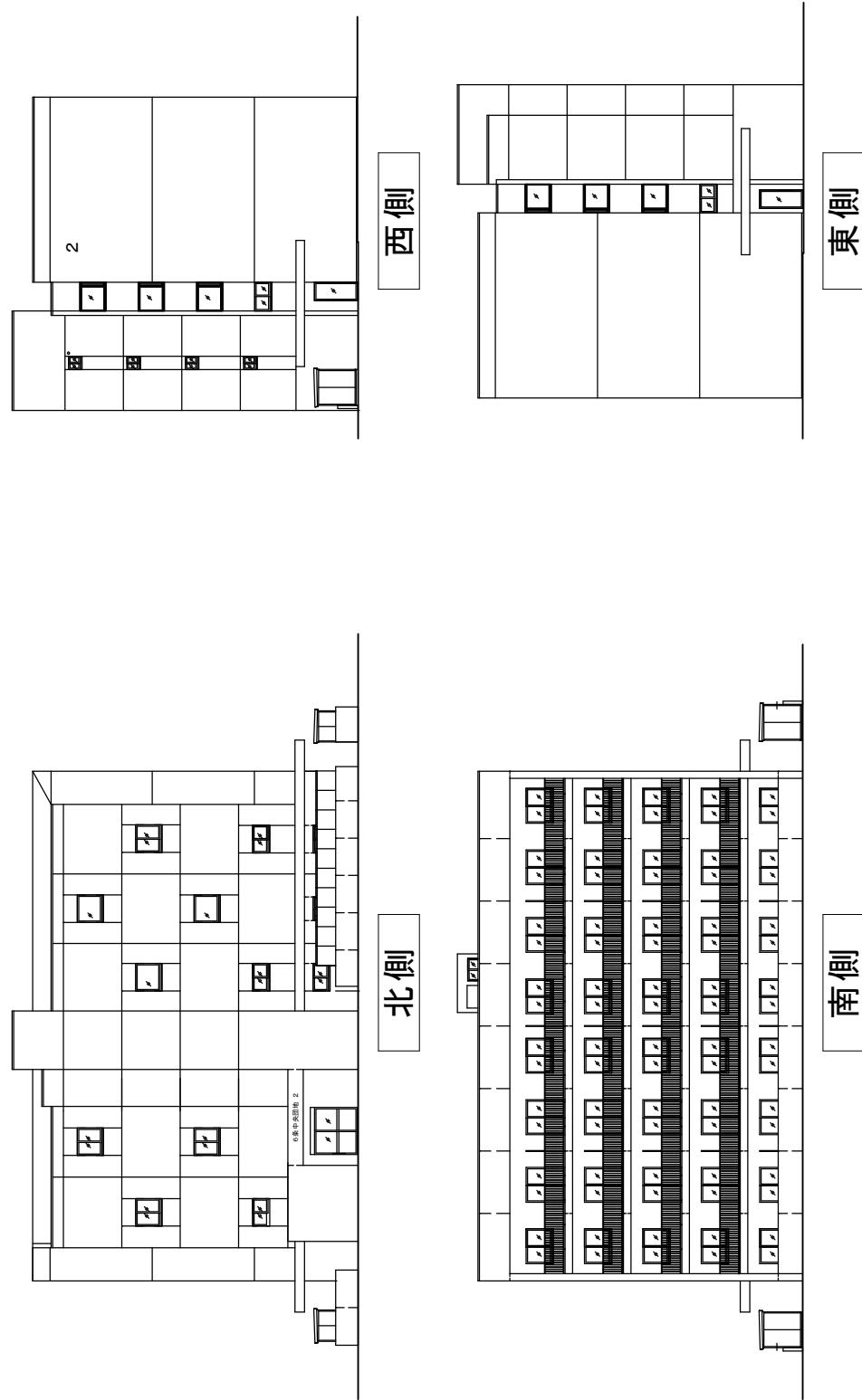


議案第110号 参考資料6

令和7年度6条中央団地2号棟改築工事 屋上平面図



令和7年度6条中央団地2号棟改築工事 立面図



令和7年度6条中央団地2号棟改築工事の概要

1	工事場所	岩見沢市6条東12丁目6番3
2	敷地面積	2,276.05平方メートル
3	構 造	鉄筋コンクリート造 地上5階建
4	規 模	延べ床面積 1,247.65平方メートル
5	工事内訳	主体工事一式
6	予定工期	本契約を締結した日の翌日から 令和9年1月20日まで
7	予 算 額	令和7年度予算額 258,191,000円 うち工事請負費(ア) 234,500,000円 令和7年度債務負担行為限度額(令和8年度) 563,000,000円 うち工事請負費(イ) 563,000,000円 工事請負費(ア) + (イ) 797,500,000円
8	予定価格	459,800,000円
9	本議案の請負金額	455,950,000円

議案第111号

町の区域を変更することについて

地方自治法第260条第1項の規定により、次の町の区域を変更する。

令和7年12月8日提出

岩見沢市長 松野 哲

町の区域を変更するもの

町の名称	変更する町の区域の名称	変更する町の区域
上幌向南1条2丁目	上幌向町	同町の一部

